

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1 委 託 業 務 名 東部及び南部浄化センターほか包括的管理業務委託

2 履 行 場 所 熊本市東区秋津町秋田536番地 ほかに20か所

3 履 行 期 間 自 令和 6年(2024年) 4月 1日
至 令和11年(2029年) 3月31日

4 委 託 料 の 額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)

5 委 託 業 務 内 容 要求水準書、技術提案書等のとおり

6 契 約 保 証 金 ○○○○円(又は免除)

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者 _____とは、各々の
対等な立場における合意に基づいて次の事項によって委託契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、
各自その1通を保有する。

令和6年(2024年)○月○○日

委託者 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号
熊本市
熊本市上下水道事業管理者 田中 陽礼 印

受託者 ○○共同企業体
代表者たる構成員
住 所
名 称
代表者 印

構成員
住 所
名 称
代表者 印

構成員
住 所
名 称
代表者 印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に定めるもののほか、要求水準書、入札説明書その他関係書類、質問回答書及び技術提案書(以下「契約図書」という。)に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 契約図書に明示されていないもの又は契約図書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。
- 3 受託者は、契約図書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)に履行するものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。
- 5 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 事業実施計画書とは、受託者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、業務実施方針、業務実施体制、運転管理基準、保全管理基準等をまとめたものをいう。
- (2) 業務実施計画書とは、受託者が行う運転管理業務及び保全管理業務等に対する実施計画を示したものをいう。
- (3) 運転管理計画とは、水質、エネルギー、ユーティリティの調達に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (4) 保全管理計画とは、保守点検、修繕に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (5) 施設機能確認とは、設備に求める要求水準を満足しているかどうか、主に運転面(処理能力、処理水質等)、保全面(劣化状況等)を確認する活動をいう。
- (6) 修繕とは、老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるものをいう。
- (7) 改築とは、更新(既存の施設を新たに置き換えること)または長寿命化対策(既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること)により、所定の耐用年数を新たに確保するものをいう。
- (8) ペナルティとは、受託者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合等において、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。
- (9) インセンティブとは、受託者による運転管理の効率化により、維持管理コストが削

減された場合等に、単に業務委託費を削減せず、受託者の報奨として受託者の利益になるように増額することをいう。

(監督員)

第3条 委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。
監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の総括責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 契約図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認

(3) 契約図書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

4 履行期間は令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までとする。また、契約締結日から令和6年(2024年)3月31日までを履行準備期間とし、受託者の費用により、履行開始のための準備を行うものとする。

(総括責任者)

第4条 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として、業務従事者の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(2) 契約図書、完成図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(4) 業務の履行に当たっては、委託者との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。

3 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

4 総括責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。

(総括責任者等に関する措置請求)

第5条 委託者は、受託者の総括責任者、使用人若しくは作業員又は第34条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著

しく不相当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(契約の保証)

第 6 条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証

- 3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- 4 前 3 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 6 受託者が第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 23 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条第 2 項各号（第 1 号及び第 2 号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(許認可の取得等)

第 7 条 受託者は、法令上、資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。

- 3 受託者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

(基準超過時の対応)

第8条 放流水質が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、放流水質が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は契約基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

- (2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、次のアからオに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、放流水質の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。

ア 流入水量が要求水準書に記載する現有処理能力を超えた場合

イ 下水処理に重大な影響を与える有害物質等が流入したと判断される場合

ウ 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

エ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

オ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

- (3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日までの契約基準超過1日に付き当該月額業務委託料（固定費）の100分の1を減額するものとする。

- 2 放流水質が法定基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

前項第2号アからオに掲げる場合を除き、放流水質が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条（第2項を除く）に規定する放流水の水質の技術上の基準（以下「法定基準」という。）を超過した場合には、委託者は、法定基準を超過した日から起算して法定基準を達成した日の前日まで、法定基準超過1日に付き当該月額業務委託料（固定費）の100分の1を減額するものとする。

- 3 脱水汚泥含水率が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。なお、契約基準は、委託者が実施する確認試験及び受託者が実施する汚泥試験に対して適用し、水分計による測定結果は適用対象外とする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、脱水汚泥含水率が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は契約基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、次のアからウに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、脱水汚泥含水率の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。

ア 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

イ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

ウ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日まで、契約基準超過1日に付き当該月額業務委託料（固定費）の100分の1を減額するものとする。

(モニタリング)

第9条 委託者は、随時、委託者の費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいい、以下「機関」という。）に委託することにより、要求水準書の事業・業務実施計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や契約図書に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセスによって得られた成果の評価（以下「モニタリング」という。）を行うものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

2 委託者又は機関は、前項のモニタリングを行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

3 受託者は、モニタリングを自ら行うこと。自ら行うモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）の内容や時期等については、契約締結後に委託者と協議し決定するものとする。セルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。

4 第1項の規定により得られたモニタリング結果については、委託者が今後実施する包

括的民間委託業務契約に活用できるものとする。

(回復措置請求)

第10条 前条第1項及び第2項に規定するモニタリングの結果、契約図書に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合には、違反内容を明示した改善要求書により改善を要求する。受託者は、改善要求書受理後速やかに改善計画書を提出し、改善策を実施する（改善策に係る費用は受託者の負担とする。）。

2 委託者は、受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおり実施しない場合には、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことの請求（以下「回復措置請求」という。）をすることができる。

3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合には、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

4 委託者は、前項の書面を受領した後10日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合には、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するとともに協議を行う。

6 前項によっても意見が一致しない場合には、第38条の規定により解決を図るものとする。

7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

(業務の報告)

第11条 受託者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、修繕結果、水質等試験結果、法定点検結果、精密点検結果その他の業務結果や環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。また、ユーティリティの使用状況やエネルギーの管理状況についても同様に記録しておくこと。

2 受託者は、業務記録等の業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、別紙1に示す報告書を提出するほか、委託者が提出を求めた書類について、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出しなければならない。

3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

4 受託者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受託者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

5 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査するこ

とができる。

(完了検査)

第12条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- (1) 月間及び契約業務完了検査は、業務完了届が提出された日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。検査は月間及び契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
- (2) 電気保安業務、法定点検等業務、脱臭用活性炭及び脱硫剤の交換並びに突発修繕については、作業終了後速やかに業務写真及び作業完了報告書を提出し、業務完了検査を受けなければならない。技術提案による業務も同様とする。
- (3) 修繕等業務実施後に行う完了検査については、業務ごとに受託者から完了届が提出された日以降に、委託者が定めた検査員により実施する。検査は計画修繕写真及び完了報告書に基づき、見積書及び施工計画書に規定された業務の履行状況について確認を行う。

(業務委託料等の支払い)

第13条 受託者は、前条に定める月ごとの業務完了検査に合格したときは、業務委託料の月割額の支払いを委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料の月割額を支払わなければならない。
- 3 業務委託料は、別紙2の月額支払基準のとおり支払うものとする。契約金額の年度割額は、設計図書に示す構成比率に応じて按分した額とする。端数が生じたときは、年度間で端数調整を行う。固定費と変動費の内訳についても、年度割額と同様の計算方法とする。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- 5 業務委託料は固定費及び変動費から構成されるが、変動費については、各年度末に別紙2に基づき精算を行うものとする。なお、固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第14条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 大規模災害時対応を受託者が行った場合に、委託者と受託者で協議を行い、委託者が

精算することが適当と認めた場合には、受託者は、業務委託料の増額を請求することができる。

- 3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 4 特別な要因により契約期間内に受託者が調達する主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
- 5 委託者又は受託者は、第1項から第4項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時以前に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の10を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 6 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。
- 7 第1項の規定による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 8 第5項及び前項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（法令、基準等の変更に基づく業務委託料の変更）

第15条 契約期間内において、業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、委託者又は受託者は、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項による業務委託料の変更額及び支払い時期については、委託者と受託者とが協議して定める。

（第三者の特許権等の使用）

第16条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

- 2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第17条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は受託者の負担において速やかに補修、改善、取替、必要に応じた損害賠償等を行うこと。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受託者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故並びに委託者の責めに帰すると認めた場合は、委託者の負担とする。

2 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、委託者は、受託者に対して求償権を行使することができる。

3 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、受託者は、委託者に対して求償権を行使することができる。

4 受託者は、業務期間内において受託者が責めを負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行保証に要する費用等を含む。）に対応する保険等に参加すること。

(責任範囲)

第18条 受託者及び委託者の責任範囲については、別紙3に従うものとする。

(期間満了時の措置)

第19条 受託者は、期間満了により業務終了した際に、次に掲げる義務を負う。

(1) 新たに施設を運転する者に対し、施設が業務要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。

(2) 貸与された施設及び支給品について、委託者の立会いのもと、速やかに原型に復して返還するものとする。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(3) 受託者は、随時当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（この契約の終了又は解除後に施設を運転する者に必要となる事項として、別紙4に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、この契約が終了するまで、施設に備えおくものとし、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に提出するものとする。

2 委託者は、随時、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の10日前までの期間内において委託者が決定した日にモニタリングを行う。委託者は、モニタリングの結果、施設が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、モニタリングを実施した日から10日以内に、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

3 前項のモニタリング後契約終了時まで、施設について業務要求水準違反が生じた場合には、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

4 第2項による請求がなされた場合は、第10条第3項から第7項までの規定を準用する。

(引継ぎ)

第20条 新規に受託者となった場合には、契約日から業務開始までの間に前任受託者から施設の運転管理に係る事項について業務の引継ぎを受けること。

2 委託者は、必要に応じ、施設において引継事項を閲覧し、及び受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

3 受託者は、必要に応じて引継事項の内容を変更するものとし、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

4 受託者が行う引継ぎに係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(委託者による契約解除)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合、受託者に対する通知により直ちにこの契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務を履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 第33条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 下水道法その他関係法令、規則等に違反したとき。

(5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。

(8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

(9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。

(10) 次条に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

(11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下こ

の号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割り計算による。）を支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者は3ヶ月前までに通知をすることにより、いつでもこの契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、この契約の当該年度の契約額を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。

4 前条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、モニタリングを行う。モニタリングの結果、施設が前条第1項の規定を満たしていないと委託者が判断した場合は、第10条の規定を準用するものとする。

(受託者による契約解除)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託者が業務委託料の支払いを1月以上遅延した場合
- (2) 受託者の責めに帰さない事由により、業務の遂行が不可能となった場合

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割り計算による。）を支払わなければならない。

3 第1項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

4 前条第4項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金)

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託費の10分の1を違約金として委託者の指定する期日までに委託者に支払うものとする。

- (1) 第21条第1項又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

(談合行為等に対する解除措置)

第24条 委託者は、第21条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第7条の3において準用

する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（業務管理）

第25条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

- 2 受託者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行は常に問題意識を持ってこれに当たり創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

（異常時及び緊急時の措置）

第26条 施設の運転操作及び監視中において異常を発見した場合は、必要な対応及び応急処置を実施するとともに、委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。

- 2 緊急事態が発生した場合には、速やかに委託者へ連絡するとともに、あらかじめ定めた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たること。
- 3 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。
- 4 受託者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

（臨機の措置）

第27条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がそれを負担するものとする。

（貸与品の取扱い）

第28条 委託者は、受託者の申し出により、業務に必要なもの（以下「貸与品」という。）

を貸与することができる。

- 2 受託者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から5日以内に委託者に借入書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければならない。
- 4 受託者は、業務が完了した場合、業務において必要がなくなった場合、この契約が解除により終了した場合又は委託者から返還を求められた場合には、委託者の指定する期間内に、委託者に対して、貸与品を、原状に復し、自らが付属させた付属品を収去したうえで返還するものとする。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品が滅失又は毀損し、又はその返還が不可能になったときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 委託者は、業務に必要な事務室、控室等は、契約期間中、所要の場所を貸与するが、受託者の責任で汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復すること。
- 7 受託者は、委託者が所有する保守点検及び修繕に係る備品並びに水質試験室及び水質等試験に係る機器を借用することができる。
- 8 完成図書、図面等は、委託者が貸与する。
- 9 受託者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償すること。

(保険)

- 第29条 受託者は、契約図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(業務の変更及び中止)

- 第30条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の内容の変更内容を受託者に通知し、変更することができる。
- 2 前項の規定により、業務の内容を変更した場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更することができる。

(不可抗力)

- 第31条 受託者は、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、施設の運営が著しく困難となった場合又は施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合は、委託者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用の負担は、委託者と受託者の協議により決定する。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受託者の負担とする。

- 2 前項に規定する施設の損傷により業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該月額業務委託料（固定費）の相当分を支払うものとする。
- 3 委託者は、施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合は、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難である場合、委託者は、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

（経費の負担）

第32条 受託者が業務履行上負担する経費は、別紙5に定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第33条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、この契約によって生ずる質権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第34条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において受託者は、委託者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 受託者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受託者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

（通知）

第35条 この契約に規定された通知は、この契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 受託者は、前項の届出内容に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第36条 委託者は、総括責任者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から起算して10日以内にその結果を書面により、委託者に通知しなければならない。

3 委託者は、受託者が業務を実施するために使用している職員等で、業務の実施又は監理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から起算して10日以内にその結果を委託者に通知しなければならない。

5 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第37条 受託者(第34条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。)は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(紛争の解決)

第38条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合等に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議のうえ仲裁人を選任し、当該仲裁人のあっせん又は仲裁によりその解決を図ることができるものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、仲裁人の選任に係るものは委託者と受託者が折半し、その他のものは委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争及び受託者の使用している職員に関する紛争について第36条第2項及び第4項の規定により受託者が決定を行った後若しくは受託者が決定を行わずに第36条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、受託者は第1項のあっせん又は仲裁の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭

和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 前項の仲裁を行う場として、委託者と受託者は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

5 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、第10条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、第1項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることができる。ただし、第10条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、第1項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

(契約不適合責任)

第39条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対し、相当の期間を定めて委託者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項但書は適用しない。

2 前項の期間内に受託者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、委託者が受託者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

4 第1項において受託者が負うべき責任は、第12条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

(雑則)

第40条 受託者は、業務の実施に当たり、別紙6に示す関連法令等を遵守する。

2 この契約書の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約書の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

5 この契約書は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

6 期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約書の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

8 契約図書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

別紙 1 提出書類（第 11 条関係）

受託者が、委託者に提出すべき書類は契約書に定める事業実施計画書の他に次のとおりとする。提出部数は原則 1 部であるが、委託者が必要とするものは電子データも提出しなければならない。データの形態・様式については委託者から指示するものとする。

(1) 契約締結後、速やかに提出する書類

- ア 着手届
- イ 総括責任者選任届
- ウ 事務室等使用願
- エ 貸与品等借用願

(2) 毎月提出する書類

- ア 月間業務実施計画書 一式（翌月分を当月末まで）
- イ 月間業務完了届 （当月分を 5 開庁日まで）
- ウ 月間業務完了報告書 一式（ ” ）

※ユーティリティの使用実績を含めること。

(3) 各年度末提出する書類

- ア 年間業務実施計画書 一式（当年度分を前年度 10 日前まで）
- イ エネルギー管理報告書

(4) 契約期間完了時に提出する書類

- ア 契約業務完了届 （委託期間完了後 5 開庁日以内）
- イ 契約業務完了報告書 一式（ ” ）

(5) 突発修繕着手前及び完了後に必要な書類

- ア 故障報告書 一式
- イ 見積書
- ウ 完了届
- エ 写真帳 一式
- オ 修繕完了報告書 一式
- カ 支払額を確認できる書類

(6) 修繕等業務着手前及び完了後に必要な書類

- ア 見積書・仕様書
- イ 施工計画書 一式
- ウ 完了届
- エ 写真帳 一式
- オ 完了報告書 一式
- カ 支払額を確認できる書類

(7) 法定点検、除草作業等の業務完了後に必要な書類

ア 業務完了届 (業務完了の都度)

イ 写真帳 一式 (")

ウ 業務完了報告書 一式 (")

(8) その他、上記以外に委託者が必要と認めた書類

提出した書類の内容等を変更する必要があるときは、直ちに変更後の書類を提出しなければならない。

別紙2 業務委託料等の精算（第13条関係）

(1) 業務委託料の構成

委託者が受託者に毎月支払う業務委託料は、固定費と変動費より構成される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

なお、各費目の区分のうち(2)に示す精算対象以外は全て固定費とする。

(2) 月額業務委託料

各会計年度の支払予定額を、1／12にした額を月額業務委託料とする。受託者は、月ごとの業務完了検査に合格した場合、当該月の業務委託料を委託者に請求することができる。また、変動費（高分子凝集剤（脱水機用）、高分子凝集剤（スクリュウ濃縮機用）、ポリ硫酸第2鉄、次亜塩素酸ソーダ並びに電気従量料金）については、会計年度ごとに精算を行う。4月から2月までの各月については、(4)の月額支払基準に従い支払いを行い、3月の支払時に精算を行う。精算方法は実流入水量を基に次の算出方法から委託者と受託者が協議し決定する。

ア 薬品費（高分子凝集剤、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダ）について

(3)に示す見込み年間流入水量の±5.0パーセントを超過した場合、精算を行う。±5.0パーセントを超過した場合、以下の数式により算出した精算額を基に委託者と受託者が協議し決定する。

$$\text{精算額} = (Q_p - Q_f) \times C_{ps}$$

Q_p : 年間実流入水量 (m³/年度)

Q_f : 見込み年間総流入水量 (m³/年度)

C_{ps} : 委託者の薬品費単価 (円 / m³)

※ 係数の値はすべて整数とする。

イ 浄化センター電気従量料金について

3月分の支払時に、支払実績を基に実費精算を行う。委託者が想定している電気従量料金（税抜き）は以下の通り。

東部浄化センター 120,000,000 (円/年)

南部浄化センター※ 140,000,000 (円/年)

※南部浄化センターは固形燃料化施設分も含む

ウ 中継ポンプ場電気基本料金、電気従量料金について

高圧受電の中継ポンプ場については３月分の支払時に、電気基本料金と電気従量料金の合計から支払実績を基に実費精算を行う。委託者が想定している電気基本料金と電気従量料金の合計（税抜き）は以下の通り。

渡瀬ポンプ場	10,000,000	（円/年）
湖東ポンプ場	19,000,000	（円/年）
江津ポンプ場	6,000,000	（円/年）
南高江ポンプ場	6,000,000	（円/年）
平田ポンプ場	11,000,000	（円/年）

低圧受電の中継ポンプ場については精算の対象としない。

エ 修繕等業務費について

契約最終年度３月分の支払時に、履行期間において使用した修繕等業務費の支払実績を基に精算する。修繕等業務の費用は各年度７，０００万円（消費税等を除く。）とする。

(3) 見込み年間総流入水量、薬品年間標準使用量及び原単位

・東部浄化センター

想定年間流入水量	38,700,000 (m3)
高分子凝集剤	67,700 (kg)
原単位	0.00175 (kg/m3)
高分子凝集液	27,000 (kg)
原単位	0.0007 (kg/m3)
次亜塩素酸ナトリウム	161,600 (kg)
原単位	0.00568 (kg/m3)
ポリ硫酸第二鉄	473,300 (kg)
原単位	0.01223 (kg/m3)

・南部浄化センター

見込み年間流入水量	12,000,000 (m ³)
汚泥脱水機用高分子凝集剤	19,900 (kg)
原単位	0.00166 (kg/m ³)
機械濃縮機用高分子凝集剤	3,700 (kg)
原単位	0.00031 (kg/m ³)
次亜塩素酸ソーダ	87,300 (kg)
原単位	0.00728 (kg/m ³)
ポリ硫酸第二鉄	163,900 (kg)
原単位	0.01366 (kg/m ³)

(4) 月額支払基準

令和6年度（2024年度）の支払額は、次のとおりとする。

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

令和7年度（2025年度）の支払額は、次のとおりとする。

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

令和8年度（2026年度）の支払額は、次のとおりとする。

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

令和9年度（2027年度）の支払額は、次のとおりとする。

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

令和10年度（2028年度）の支払額は、次のとおりとする。

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）	支払金額 （うち消費税及び 地方消費税の額）
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

(5) 電力量削減等に係るインセンティブ

受託者が実施する運転管理業務において、委託者が測定した放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値が、要求水準書で規定する契約基準未満の場合であって、流入水量 1 m³当たりの電力量（電力原単位：kWh/m³）が原単位基準に対して 100 分の 1 以上の削減が認められたとき、受託者は次式を参考にして各年度毎にインセンティブに係る金額を請求することができる。この場合にあつては、委託者は各会計年度の最終月である 3 月分の支払時において精算するものとする。

$$\text{インセンティブ（円）} = E_{up} \times Q_p \times (E_{Ic} - E_{Ip}) \times (1 - BOD_p / BOD_c)$$

E_{up}	： 電力量単価	（円/kWh）	（小数第 2 位）
Q_p	： 年間実流入水量	（m ³ /年）	（整数）
E_{Ic}	： 電力原単位基準	（kWh/m ³ ）	（小数第 3 位）
E_{Ip}	： 電力原単位実績	（kWh/m ³ ）	（小数第 3 位）
BOD_p	： 年間平均 BOD 実績		（小数第 1 位）
BOD_c	： 契約基準 BOD		（小数第 1 位）

※位取り以下の数値は、切捨てとする。

※電力量単価は東部浄化センターを 9.31 円（円/kWh）（税込み）、南部浄化センターを 11.20 円（円/kWh）（税込み）とする。

※インセンティブは千円止めとする。

※電力原単位基準は受託者が示した根拠を基に協議を行い、委託者が決定する。

※南部浄化センターの電力原単位基準及び実績は、固形燃料化施設を除いて算出する。

別紙3 責任範囲（第18条関係）

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本業務委託を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの施設の損傷		○
		受託者の責により施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

別紙4 引継事項（第20条関係）

受託者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、次の各号を参考に施設固有の運転管理及び点検を行ううえでの留意点を、具体的かつ詳細に記載すること。

- (1) 諸機械の振動及び異音等の状態
- (2) 計装設備の調節状況
- (3) 運転上の特別な操作
- (4) その他留意事項

別紙 5 経費の負担（第 3 2 条関係）

受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費並びに業務の維持及び管理に必要な経費とし、次のとおりとする。

ただし、別紙 2 に記載した薬品費、電気従量料金、修繕等業務費については精算の対象とする。

- (1) 機械設備に係る材料費・消耗品費
- (2) 電気設備に係る材料費・消耗品費
- (3) 整備用品費（掃除用具、ウエス及び洗浄油類）
- (4) 補修用材料費（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等）
- (5) 建築・建築付帯設備に係る材料費・消耗品費
- (6) 水質等試験に必要な物品費（測定機器、器具類、消耗品類、薬品類等）
※要求水準書「参考資料 2」に定める標準貸与品を除く
- (7) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。
- (8) 潤滑油類費（交換・補充用のオイル・グリス等）
- (9) 塗装費（部分補修用塗料）
- (10) ユーティリティ（電力、水道、ガス、薬品及び重油等）
- (11) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用
- (12) モップ、デッキブラシ及び水切り等の清掃用具及び草刈機等の機具
- (13) 電話、FAX 及び通信回線等の設置工事費及び維持費
- (14) 災害時に必要な無線一式
- (15) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具・機器
- (16) 衛生用品費（石鹸、消毒液及び救急用薬品等）
- (17) 報告記録用紙費及び印刷用機器に係る消耗品費（インク及びカートリッジ等）
- (18) 日用品又は事務用品等費
- (19) その他必要なもの

別紙 6 遵守すべき関連法令及び条例等（第 40 条関係）

受託者が遵守すべき法令及び条例等は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 職業安定法
- (7) 労働者災害補償保険法
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (9) 大気汚染防止法
- (10) 騒音規制法
- (11) 振動規制法
- (12) 悪臭防止法
- (13) 建築基準法
- (14) 電気事業法
- (15) 高圧ガス保安法
- (16) ガス事業法
- (17) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (18) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (19) 消防法
- (20) その他関連法令等